

障がいのある人（子ども）のサポートプラン  
（第7期加賀市障がい者計画・障がい福祉計画・  
第3期加賀市障がい児福祉計画）の策定について

# 計画策定の趣旨

障害者福祉制度の変化や高齢化の進展など、障害のある人を取り巻く社会情勢の変化などに的確に対応し、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが尊重され、共に暮らし、「あたりまえの生活」ができるまちづくりの実現に向けて障がい者施策の一層の推進を図るため、令和3年に策定した「第6期加賀市障がい者計画・障がい福祉計画、第2期加賀市障がい児福祉計画（第6期計画）」の見直しを行い、新たに令和6年度からの3年間の計画として、「第7期加賀市障がい者計画・障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画」を策定します。

# 計画の概要

## 1 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」（加賀市障がい者計画）、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」（加賀市障がい福祉計画）、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」（加賀市障がい児福祉計画）で構成し、これらを一体的に策定します。

本計画は、国の「障害者基本計画」や厚生労働大臣の定める「基本指針」、石川県の「いしかわ障害者プラン」等の内容を踏まえて策定します。

本計画は、「加賀市総合計画」の障がい者福祉に関する具体的な部門別計画として位置づけ、各分野の関連計画と整合・調整を図りながら策定します。

# 計画の概要

## 2 計画の性格

### (1) 加賀市障がい者計画

本市における基本的な考え方や方向性を明らかにするもの。

### (2) 加賀市障がい福祉計画

障がい福祉サービス等の必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策などを定めるもの。

### (3) 加賀市障がい児福祉計画

障がい児支援等の必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策などを定めるもの。

## 3 計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

# 策定スケジュール

	日程	内容	摘要
R 5年	3月～6月頃		第7期計画等策定のための関係者への意見照会 (じりつ支援協議会等)
	5月頃	第7期障害福祉計画等に係る国の基本指針の告示	厚生労働省告示 (社会保障審議会障害者部会スケジュール案より)
	7月13日	第1回障害者分科会の開催予定	審議予定案件 ・第6期計画等の進捗状況について ・第7期計画等策定に係る国の基本指針の見直しについて ・第7期計画等策定のためのアンケート調査等について
	8月～11月		アンケート調査・集計・分析(当事者、相談支援専門員) ・調査票の発送・回収 ・調査結果取りまとめ 第7期計画の素案作成
	12月	第2回障害者分科会の開催予定	審議予定案件 ・アンケート調査結果について ・第7期計画の素案について
R 6年	2月	第3回障害者分科会の開催予定	審議予定案件 ・第7期計画等(案)の提示について
	2月下旬	市長への答申	
	3月上旬～3月中旬	パブリックコメント	市民への意見募集(2週間)
	3月下旬	第7期計画等の公表	